

## ○見附市新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の健康保持や新型コロナウイルス感染症拡大防止に資するため、PCR検査または抗原定量検査（以下「PCR検査等」という。）を受ける市内事業者や市民等に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、見附市補助金等交付規則（昭和34年見附市規則第5号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げるいずれかの者とする。

(1) 見附市内に事業所を有している民間事業者であって、従業員等が業務において、新潟県外へ出張するもしくは出張した者、または新潟県外からの来訪者の対応をするもしくは対応をした者（以下「事業者」という。）。

(2) 見附市内の医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）に定めるもの。）、介護保険施設（介護保険法（平成9年法律第123号）に定める介護（予防）サービス事業を行うもの。）、障害者支援施設等（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に定める障害福祉サービス事業を行うもの。）、障害児通所支援施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定める障害児福祉サービス事業を行うもの。）、老人福祉施設（老人福祉法（昭和38年法律第133号）に定めるもの。）、またはサービス付高齢者住宅（高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に定めるもの）を運営する事業者（以下「医療・福祉施設」という。）。

(3) 見附市内に居住する家族・友人等に会う目的で、県外から見附市へ来訪するもしくは来訪した者、県外から見附市へ住民票を異動する者、または県外に居住する家族・友人等に会うもしくは入学試験の受験や就職活動の目的で県外を来訪するもしくは来訪した見附市民（以下「帰省者等」という。）。

(4) その他感染拡大防止のために市長が必要と認める者。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、令和2年12月15日から市長が指定する日までの間に、補助対象者である事業者もしくは医療・福祉施設の市内事業所に勤務する従業員等または補助対象者である帰省者等、その他感染拡大防止のために市長が必要と認める者が受ける新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査等に要する費用とする。

2 同一の検体の検査については、他の補助金等制度との併用はできない。

（補助金の交付額）

第4条 補助金の額は、補助対象経費に係る検体数（PCR検査等に係る検査対象の数をいう。以下同じ。）に8,000円を乗じて得た額とする。ただし、1の年度の間に対象となる検体数は、次の各号に掲げる補助対象者の区分に応じて、それぞれに定める検体数を上限とする。

(1) 事業者のうち、市内事業所の従業員等が20人未満の者は15検体、市内事業所の従業員等が20人以上100人未満の者は30検体、市内事業所の従業員等が100人以上の者は50検体。

(2) 医療・福祉施設のうち、従業員等が20人未満の者は15検体、従業員等が20人以上100人未満の者は30検体、従業員等が100人以上の者は50検体。

(3) 帰省者等1人につき2検体。

(4) その他感染拡大防止のために市長が必要と認める場合は、この限りではない。

2 前項本文の規定にかかわらず、1検体当たりの自己負担額が8,000円に満たないものがある場合の当該検体についての補助金の額は当該自己負担額とする。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、見附市PCR検査等費用補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）にPCR検査等に係る領収書の写し等を添えて、市長に提出しなければならない。

（交付決定等）

第6条 市長は、前条第1項の規定による交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、速やかに補助金の交付の可否を決定し、及び補助

金の額を確定し、見附市新型コロナウイルス感染症に係る検査費用補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し等）

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けた者があった場合又は交付対象者の要件を満たさないことが判明した者があった場合は、当該交付決定を取り消すことができる。

附 則

この要綱は、令和2年12月15日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年1月18日から適用する。